

中世前期における「文相当句＋ナレバ・ナレド (モ)」形式

矢毛, 達之
九州大学大学院博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/9374>

出版情報：語文研究. 88, pp.32-44, 1999-12-25. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：

中世前期における

「文相当句十ナレバ・ナレド（モ）」形式

矢 毛 達 之

内 容

- 一 はじめに
- 二 用例とその分析
 - 二・一 用例の認められる文献について
 - 二・二 用例の整理と分析
- 三 史的考察
 - 三・一 先行の研究について
 - 三・二 試解
- 四 おわりに

一 はじめに

日本語史上の中世は、古代語から近代語への移り行きの時期である。構文法の面でも、この流れを示す様々な事実が指摘出来る。例えば、文のいわゆる切れ続きに大きな変化が起こり、進んでいったことが知られている。^(註1) その過程で、中古

以前とも近世以降とも異なった、いわば中世特有の語法が行われることがあった。その一つとして、次に掲げる、

1) この盃をば先少将にとらせたけれども、親より先にはよものみ給はじなれば、重盛まづ取あげて少将にさゝむ。

(寛一本平家物語・無文)

2) 宮もかゝるおりふし、いかでかほか住もし給べきなれば、そひる給へり。

(小夜衣^(註2))

3) 後鳥羽院の隠岐に移らせ給ひけむ時なども、さこそはありけめなれど、つてにのみ聞きて、見ねば知らず。

(増鏡・久米のさら山)

4) 一門の光ともなりもやすると、心の内もあらましも、などか思ひよらざるべきなれども、捨て、無為に入る習ひ、定まれる世のことはりなれば、

(とはずがたり^(註3))

などという例の様に、完結している一文と見える語句にナレバ・ナレド(またナレドモ)が後続して確定条件句となり、

さらに後句へと続いていく構文形式を挙げることが出来よう。この形式を、次に掲げる、

5) 弥生なかの六日なれば、花はいまだ名残あり。

(覚一本平家物語・少将都婦)
6) 此女房達は昔の草のゆかりもかれはてて、よるかたもなき身なれ共、おりくくの御仏事宮給ふぞ哀なる。

(覚一本平家物語・女院死去)
などの例の様な、前代から見られる体言十ナレバ・ナレド(モ)形式とを比較すると、少なくとも外形的な違いは直ちに現れておられると思われる。

ところで、村田菜穂子氏は、接続助詞ケレドモの成立を論じられた中で、ケレドモが一語の助詞となっていく際、この構文形式が強く関連していたであろうことを明らかにされている。しかし、1)と4)の様な例そのものを正面から論じた先行の研究は意外に少なく、または後に「三・一 先行の研究について」で触れる諸論の様に、より一般的なテーマを考へる中で、問題の形式に触れるといったかたちのものが多し。そのためか、この構文形式の例が具体的にどの様な類型として捉えられるのかということも、未だ明らかにされていないのが実情である。

そこで、本稿ではこの「完結している文相当句十ナレバ・ナレド(またナレドモ)」形式がどの様にして成り立ち、また用いられなくなっていくのかを考察する手掛かりとして、

特にその発生期である中世前期の例を中心に見ていきたいと思ふ。論述の手順としては、前記の実情を考え、まず「二 用例とその分析」において用例の把握を行った上で、「三 史的考察」として先行の研究が有する問題点を導き、さらに私見を加えることとしたい。その際、特に注意したい点は、問題の形式の例が当期のどの様な文献資料に認められるのか、諸例の外形的・意味的特徴、またこの形式が成立した理由などである。

二 用例とその分析

二・一 用例の認められる文献について

本項では、「完結している文相当句十ナレバ・ナレド(またナレドモ)」が、中世前期のどの様な文献資料に認められるのかについて、先学の指摘に少しく私見を加える。またその際、挙例が長くなり過ぎるのを避けた都合上、掲げた部分だけでは意味のとり難い例があるため、適宜私に解釈を行うこととする。

従来、本稿でとりあげる構文形式の例は、既に「一 はじめに」でも掲げた様に、軍記物・物語や『増鏡』、また『とはずがたり』などの、いわば文学的な性格が比較的強い作品に認められることが知られていた。それらの例についても、後項以降で検討の対象とする。

ただ、それらの他にも、この形式が認められる文献があるようである。例えば、『愚管抄』には、次に掲げる、

7) コレラハ御堂ノ御トガトヤ申ベカランナレド、コレマデモスコシモ我アヤマチニハアラズ。(一八六—4)

8) 残ル事ノヲ、サ、カキツクサヌ恨ハ力ヲヨバズ。サノミハイカミ書ツクスベキナレバ、コレニテ人ノ物語ヲモ聞加エン人ハ、其マコトソラ事モ心エヌベシ。(二二八—1)

9) コノトモガラホロボサンズル逆乱ハイカバカリノコトニテカハアルベキナレバ、冥ニ天道ノ御サタノホカニ、頭ニ汝等ヲニク、モウタガイモヲボシメスコトハナキ也。(二四二—2)

などの例が認められる。^(註)

次に、いわゆる恵信尼の文書にも、

10) 下人ども……已上、合、大小八人なり。これらは、こと新しく、誰かはじめてとかく申候べきなれども、下衆は自然の事も候はんためにて候也。

(建長八(一二五六)年九月十五日)

の様な例がある。これは王御前(覚信尼)宛て書簡中のくだりで、恵信尼が王御前のもとに送った下人をあらためて教え上げており、その理由について、何もこと新しく誰もとやかく言うことでもあろうか(無かろう)けれども、下人というものには不測の事態(逃散などであらうか)もあろうから、と述べている。

また、『鎌倉遺文』(東京堂出版)所収の文書にも、類例が認められる。まず、日蓮聖人の書状には、次に掲げる、

11) 今この法華経は、(中略。经文の引用)と説給事なれば、誰の人か疑へき、なれども多宝如来証明を加へ、諸仏舌を梵天に付給、(〇二二七三 文永九(一二七二)年)

12) 国に候へは、蒙古の責はよも脱れ候はしなれとも、国のために責められ候し事は、天も知しめして候へは、

(〇二二八六 建治元(一二七五)年)

13) 14) さては又尾張次郎兵衛尉殿の御事……彼人はよも心よせには思はせたらしなれとも、自本人からにくけなるふりなく、又いたう法華経に背く事は、よもおはせしなれば、たのもしきへんも候、

(〇一三二六九 弘安元(一二七八)年九月六日)

15) 此上は、なにの不審か残へき、なれともなをく末代の凡夫は、をほつかなしとをほしめしや有けん、

(〇一四五八二 弘安五(一二八二)年二月二十八日)

などの例が認められる。^(註)

さらに、『鎌倉遺文』では、日蓮聖人関係以外の仮名書状にも、この形式の例が散見されるようである。次に、その例を掲げる。

16) 悉ちせんハ、うちくも申され候ひしやうに、御分のくにくなり候へしとて候……いよ(矢毛註、伊予国)はかハりにをよはず候、これはいかてかかハリなくて候へきなれ

ハ、いづくにても給ハらせ給へと

(〇六六)二〇 女房能子奉書〈関白近衛兼経宛〉 寛元四
年二月一日

この例は、書状という文献の性格上、なかなか文意がとりにくいが、少なくとも外形的には、「いかでか……べき。」という反語の文がナレバに上位していると見ることが出来る。また、

17) 一 おやのけふくんをハ、かりそめなりとも、たかへ給へからず、いかなる人のおやにてもあれ、わか子わるかれとおもふ人やあるへきなれとも、これをもちいる人の子ハまれなり、

(〇八七三)〇 北条重時消息 弘長元(一二六一)年以前
という例も、やはり反語の文が、ナレドモに上位しているものと考えられる。加えて、

18) このひめこせかふんにて候へハ、わらハまたいかでかしんたいせす候へきなれハ、

(〇二七五六)六 紀真俊加地子銭借券 弘安九(一二八六)年三月十六日

という例も認められる。

以上の様に、この構文形式の例は、従来知られていた文学的な性格の強い文献資料だけで無く、『愚管抄』や日蓮聖人他の仮名書状などにも認めることが出来る。したがって、この形式は中世前期、特に文献の種類を限らず一般的に用いられ

ていたと考えることが可能かも知れない。

二・二 用例の整理と分析

本項では、従来知られている例に加え、前項で新たに確認した例をも含めて、「完結している文相当句＋ナレバ・ナレド(モ)」形式について整理分類を行う。その際、整理の基準として、ナレバ・ナレド(モ)に上位する文相当句に注目する。

初めに、上位する文相当句の叙述形式から見ると、これらの用例は、おおよそ、

・係り結びの行われているもの

・陳述副詞が用いられているもの

の二つに集中していることに気付く。つまり、ナレバ・ナレド(モ)に上位する文相当句の多くのものは、その叙述内容を係り結びあるいは陳述副詞の呼応で強調したものになっていると考えられる。

次に、少し細かく見ていく。

・係り結びの行われているもの

まず、用例を掲げる。

19) 主上上皇、父子の御あひだには何事の御へだてかあるべきなれども、思のほかの事どもありけり。

(寛一本平家物語・二代后)

20) 帝都をいで旅泊にたゞよふ上は、なんのたのみかあるべ

きなれ共、一樹の陰にやどるも先世の契浅からず。

(覚一本平家物語・福原落)

これらは、係助詞カの係り結びの例である。既に掲げた、
2)・4)・9)・10)・15)・16) などの例も同様である(また、8)の例「イカッ…ベキ」も、2)の例に準じて取り扱って良いであろう)。特徴的なのは、カの係り結びの行われた例が最も多く、また、これらの例がいずれも意味上反語の性格を有する点である。また、多く何・誰・ナドやイカデなどの不定語が共起しており、これも注意を引く。

次に掲げる、

21) か様に申せば、又御退屈や候はんなれども、しばしはかまへてあそばすまじきにて候。(毎月抄)

という例は、ヤの係り結びが用いられたものと考えることが出来ようか。これは、万葉調の歌を詠まぬ様戒めるくだりで、「この様に申しますと、また和歌の稽古に嫌気がおさしになりましようけれども、しばらくはあえて万葉調をお詠みにならないでおられるべきです」というほどの意味であろう。なお、類例として、既に掲げた7)・17)などが挙げられる(この内、17)はやはり反語の係り結びの例であろう)。

さて、以上まで掲げた様に、係り結びの行われた例では、いわゆる疑問系の係助詞が用いられたものが多く、また、それらの例では反語の性格を有する例が目立つ。しかし、数は少ないものの、いわゆる確言系の係助詞が用いられた例も認

められるので、以下に掲げておく。

22) 定て後の世の笑はれ草もしげうぞ候らんなれども、さすがにそのあとやらんと、御哥も事外によみつのらせおはし
まして候へば、(毎月抄)

という例は、藤原定家がこの文章(『毎月抄』)を贈るに当たって、「こんな物を申し上げるのも、さぞかし後世の笑い草となるだろうことだけれども、(贈られる相手は)やはり和歌の道に秀でた血筋でいらっしやるのでしょうか、お歌も格段に見事に詠まれるようになっていらっしやいますので、(私定家も大変意を得た思いであります)」と述べているくだりである。ここでは、必ずしもナレドモの前後が論理的に繋がっているとは言えないと思われるが、ともあれ、ソの係り結びの例であろう。また、既に掲げた3)の例は、「さこそはありけめなれど」と、コソ…已然形の係り結びが行われた例である。

・陳述副詞が用いられているもの

まず、用例を掲げる。

23) 俄に落ちぬる事なれば、たれにもよも知らせじなれども、具して京へぞのぼりける。(覚一本平家物語・泊瀬六代)

この例は、十郎藏人行家追捕のため天王寺の在所へ乗り込んだ者たちが、行家は密かに脱出していたために、かくまい主の娘二人(行家の愛人でもある)を連れて行くというくだりで、副詞ヨモが用いられたものである。この他、既に掲げた

1)・12)・13)・14)などの例も、同様に考えて良いであろう。

さらに、もう一つ特徴的な点が、ナレバ・ナレド(モ)に上位する文相当句に見られる。それは、文相当句の末尾の語であって、そのあらわれ方にはやはり一定の傾向があるようである。最も多く用いられているのがベシであり(本稿では2)・4)・8)・9)・10)・11)・15)・16)・17)・18)・19)・20)の例。以下同じ)、その他ジ(1)・12)・13)・14)・23)・ム(7)・21)・ケム(3)・ラム(22)などがあらわれているのに気付く。これらの語は、いずれも助動詞で、大雑把に考えると推量系の範疇に属するものである。

以上、ナレバ・ナレド(モ)に上位する文相当句の叙述形式・末尾の語に注目した整理分類を行ったところ、叙述形式では係り結び・陳述副詞の使用、末尾の語では推量系の助動詞の使用という特徴的な傾向が認められた。

三 史的考察

三・一 先行の研究について

前節までで、中世前期における「完結している文相当句＋ナレバ・ナレド(モ)」の形式について概観したこととなったかと思う。それでは、この構文形式を、日本語史の上でどの様に説明すべきだろうか。

まず、従来の研究に注目してみると、それら先学の論点は、もっぱらナレバ・ナレド(モ)を構成している要素(この場合已然形)で、文相当句に後続しているナリの機能についてであったように思われる。確かに、前代である中古期のナリには、係り結びや陳述副詞を用いた文相当句に後続する様な用法は無かったから、ナリの機能が中世期に何らかの変化を遂げたため、この構文形式が可能となり、また実際に行われたとも考えられる訳である。

例えば、岩波「日本古典文学大系」・『平家物語 上』の「解説」では、「この場合の「なり」は、独立したセンテンスを従属的に主文章に結びつける機能をもつもので、引用に用いる「と」に通う役割をもったものと言えよう」(四〇頁)と説かれている。確かに、その様な考え方も出来そうである。

ところで、清水登氏は、特に引用の助詞トとナリとの関係を重視され、この形式について、次に掲げる、

24) 憂へても悲しびても、恨みても恋ひても、いかゞせむと
なれば、敷島の山と言葉に負せて、哀傷の心を述べ、別離
の思ひをあらわし、
(高倉院升遺記)

などの例の様な「文相当句＋トナレバ」から、引用のトが脱落して成立したものとされた。(註1)しかし、山口堯二氏も述べておられる様に、何故引用形式として重要なトが脱落したのかについては説明が難しく、また、ナリに上位する文相当句の末尾語がなぜ推量系の助動詞に偏っているのかについても不

分明である。

次に、山口堯二氏は、いわゆる「連体ナリ」形式が中世期に発達することとの関連を重視される。山口氏は、やはりナリと助詞バとから成る接続形式であるナラバの成立について、

25) この国に生れぬるとならば、嘆かせ奉らぬほどまで侍らで

(竹取物語)

26) この女もし奉りたるものならば、翁に冠をなか賜はせざらん。(同)

という例を引き、次の様に述べておられる。

ここには「この国に生れなば」、「この女もし奉りたらば」とも言いうる句的判断が、「と」や「もの」との相関によってより強く対象化されている。「なり」はそれに伴っていわばその判断としての作用性をより純然と担う必要から用いられたものである。こういう形式において句的判断のより強い対象化に応じた「なり」は、その働きによって用言連体形を直ちに承ける形をとることも次第に多くなる。その場合も「なり」が判断の作用性をより純然と担えるだけ連体形による判断は相対的により強く対象化されることになる。

つまり、ナリにはもともと上接の語句を強く対象化するという機能があったが、それが中世期に発達した結果、用言連体形を直接承ける様になった。そのため、ナラバが接続形式と

して成立することが容易となったとされる訳である。ここからさらに、ナレバ・ナレド(モ)が結果的に一文相当の語句をも承ける様になったことを、いわば導くかたちで説明される。しかし、ナレバ・ナレド(モ)には用言連体形を承けた例が認め難く、問題無く適用が出来るということでも無いようである。

ところで、山口明穂氏は、前記の諸論とは異なる見方からこの構文形式を捉えておられる。山口氏は、いわゆる逆接条件句を形成するコソ：已然形の係り結びの衰退と関連させて、次に掲げる、

27) 故院の御掟は、やうこそあらめなれど、そこらの御このかみにて (増鏡・草枕)

の例(この例は、既に掲げた3)の例と同断であろう)について、

ただ、この例を見ると、当時の人達が、「こそ」には特定の結びの語形がくるという判断を持っていたことが分かる。もちろん「こそ」の係結びとして正しい表現ではない。「こそ」の強めを意識し、そこから、一方では後続文への逆接の意味を、一方では形の上での結びを意識した表現なのである。「こそ」——已然形という表現が形だけのものであり、逆接の意味を表そうとするときには、そのための語を用いなければならなかった、それを端的に示した例であると言ってよい。

とされる^(註16)。すなわち、前代である中古期以前から、コソ：已然形のみで逆接条件を表す場合があったが、中世期には係り結びという形式が弛緩しつつあったため、コソ：已然形のみでは逆接条件が表し難くなってきた。そこで新たに、これも逆接条件句を形作る形式であるナレドを後続させた、という訳である。確かに、コソの係り結びが用いられた文相当句にナレド(モ)が後続する場合にはこの様な説明が出来そうである。しかし、前節で検討した様に、この構文形式にはナレバを用いて順接条件句を形作る場合もあり、さらにまたこの形式中にあらわれる文相当句には、コソ以外の係り結びや陳述副詞が用いられた場合も多く見られるから、統一的な説明がなされているという訳には行かないようである。

しかし、ナレバ・ナレド(モ)が他ならぬ接続形式である点に注目することは重要であると思われる。北原保雄氏は、連体ナリ構文の解釈に情報伝達という観点を導入して、

A は B なり

というプロトタイプを示し、B(連体句相当)は「情報」に当たるため「真偽の判定の可能な表現、つまり客体的表現でなければならぬ」とされる。しかし、『覚一本平家物語』には、本稿でも既に見た様に、Bの部分に「不定語+か……べき」「何かはせん」「よも……じ」など、推量辞を伴う主体的表現があらわれる場合がある。この事実については、

ここで見落してならないことは、「なれば」にせよ「なれ

ども」にせよ、いずれも接続成分を形成する形であるということである。つまり、

35 A は B なり

という構文においてBに主体的表現が含まれることはとうてい許されないが、

36 B ならば(なれども)

においては、「A」が省略されていると想定される場合があるにしても、表現に即する限り、35におけるような二元性は認められないから、主体的表現が許されるのである^(註17)。

と説明される。つまり、ナレバ・ナレド(モ)が、それらに上位する文相当句と共に全体で接続成分を形成するため、本来はあらわれることが許されない主体的表現があらわれることとなっている、とされる訳である。本稿でもこの様な、表現に即した上で連体ナリの変容・機能拡大と接続形式との関わりを重んずくという考え方に従いたい。

それでは、以上の様な先行の研究を見てきた上で、さらにどの様なことを考えるべきだろうか。次項で、少しく述べることにする。

三・二 試解

本項では、ナレバ・ナレド(モ)が接続形式であることにも注目して、「完結している文相当句+ナレバ・ナレド(モ)」

の形式が成立した意義について考えてみる。

前項で、先行の研究の多くが、ナレバ・ナレド(モ)を構成する要素であるナリに注目していることを述べた。実は、ナリの中で、前節で述べた様な、係り結び文や陳述副詞文に後続する場合の例は、ほとんどがナレバ・ナレド(モ)という接続形式の要素になっているものに限られる。^(註18)ここからすると、問題の「文相当句+ナレバ・ナレド(モ)」形式は、文相当句の叙述内容を係り結びや陳述副詞の呼応という強調表現によって際立たせた上で、なおかつ叙述を続けようとするものである、とすることが出来よう。また、文相当句の末尾にあらわれる推量系の助動詞は、その活用形によって前記の各強調表現を成立させるとともに、文相当句の叙述内容を話者の判断として示す標識になっている。

これらのことを考えて、以下、具体例によって、中世前期における「文相当句+ナレバ・ナレド(モ)」形式がどのような表現を行うものだったのかを解釈してみる。まず、既に「一はじめに」および「二用例とその分析」でとりあげた二例を再掲する。

1) この盃をば先少将にとらせなければ、親より先にはよものみ給はじなれば、重盛まつ取あげて少将にさゝむ。

15) 此上は、なにの不審か残へき、なれともなをく末代の凡夫は、をほつかなしとをほしめしや有けん、

これらの例において、ナレバ・ナレドモに上位する文相当

句は、それぞれ、「少将は親(である私重盛)より先にはまさかお飲みになるまい」(1)・「この上は、どんな不審が(あなたに)残るのだろうか(否、残るはずは無いだろう)」(15)と話者が判断したことを表している。一般化して言えば、文相当句の有する意味内容は、「(理屈上・状況などから判断すると)……(ナイ)ダロウ、……(ナイ)ト判断サレル」というものになる。ここで注意しなければならないのは、陳述副詞や係助詞と推量の助動詞との呼応によって、叙述がいわば一括りにまとめられていることである。これは、やはり既に「二・二用例の整理と分析」で触れた様に、反語表現の係り結びが用いられた場合、何ノ・誰ノ(体言)カ……ベキ、ナドカ・イカガ・イカデカ……ベキなど、不定形式が共起する例において特徴的であろう。それらの例では、不定形式と推量の助動詞とが、係り結びによる強調の範囲を示す梓の様に働き、文相当句そのものを「強調句」とでも言えるまとまりにしている訳である。さらに、その「強調句」はそのまとまり故に、結果的に名詞句相当のものになり、当代に勢力を得つつあったナリをその構成要素とするナレバ・ナレド(モ)を後続させることとなっている。その際、1)は「まさかお飲みにはなるまいから……」、15)は「……不審が残るはずは無かろうけれども……」という様な表現に近付くと思われ^(註19)る。

この様に、問題の構文形式は、「(理屈上・状況などから判

断すると)……(ナイ)ダロウ、……(ナイ)ト判断サレル」という意味内容を「強調句」というまとまりにして、さらにナレバ・ナレド(モ)を後続させて叙述を続けるという機能を有していたものと言えそうである。

ところで、問題の構文形式には、これも二・二で述べた様に、文相当句中で反語表現の係り結びが行われた場合の例が比較的によく認められる。係り結びと接続形式との関係については、前項で触れた様に山口明穂氏の論があるが、それも勘案しつつ、以下、反語表現と問題の形式との関係について考えてみたい。

中世以降、係り結びの衰退ということが指摘されるが、あるいはそれと関連する事象かとも思われるものに、文中に係助詞が用いられた場合に特定活用形で文を終えることをせず、接続助詞などを介してさらに後句へと叙述を続ける場合が、次第に増加してくるといふ事実がある^(註20)。この例は、既に平安期から認められるが、ゾ・ナム・コンのいわゆる確言系の係助詞が用いられた場合に多く認められており、一方ヤ・カのいわゆる疑問系の係助詞の場合の例は、まとまった数が見出し難いようである^(註21)。

しかし、中世に入り、ゾ・コンなどの係助詞が文中に用いられると、文を終えずに後句へと叙述を続けていく場合が増えてくると、その影響で、ヤ・カの場合でも同じ様な叙述を行う可能性が生じた。ただ、仁田義雄氏の指摘^(註22)などからも明

らかな様に、ヤ・カを用いた文は本来回答を要求するものであって、叙述を後句へと続けていくことは相容れない。けれども、ヤ・カを用いながらも回答を要求しない文に、反語の意味を有するそれがある。反語文は、疑問文というよりもむしろ判断の性格をより強く有するものである^(註23)。そのため、反語表現を用いつつ、叙述を終えずに続けていく方法として、問題の構文形式は好都合だったのでは無いだろうか。

さらに、このヤ・カの反語の係り結びの場合と同じ様に、係り結びと似た呼応の形式である陳述副詞文で、やはり判断性を強く有し^(註24)、しかも否定推量という意味を持つため、表現性としては反語に比較的に近いとされる推量系の助動詞ジが用いられるヨモ……ジの場合や、他の確言系の係り結びの場合でも、叙述を終えずに後句を導入する新しい方法(山口明穂氏の論を参考にすれば「規範を守りつつも論理的な表現」ということになるうか)として、問題の構文形式が行われる様になったものと考えたい。

さて、時代を下って中世後期に至ると、次に掲げる、

28) 此人ハ早死タ遺恨ヲハ誰ガ洗ワウソナレハ此人ノ子トモカアルホトニソレカ洗ソ (山谷抄^(註25)・四23ウ)

29) 俊寛はなぜに忘れうぞなれば、これこそそよと言ひもあへず (天草版平家物語^(註26)・八六一〇)

30) まだいとけない心に何ごとをか聞きわきまへられうぞな

れども、うちうなづかるれば

(天草版平家物語・五七―23)

などの例の様に、ゾナナレバ・ゾナナレドモという形式も生じたが、係り結びそのものや、また助動詞ジが用いられなくな^(註28)っていき、さらに、より自由に用いられたナレバ・ナレドモなどの例もあらわれることになる。

四 おわりに

中世前期における「完結している文相当句ナナレバ・ナレド(またナレドモ)」の例について検討してきた。その結果、次の様なことが言えるかと思われる。

・この構文形式は、特に文学性の強い内容の文献資料に限らず、『愚管抄』や『鎌倉遺文』所収の仮名書状(日蓮聖人他)などにも認められる。

・ナレバ・ナレド(モ)に上位する文相当句は、叙述形式から見ると係り結び文・陳述副詞文の二種に分けられ、また、その末尾の語には推量系の助動詞があらわれる。

・この構文形式は、「(理)屈上・状況などから判断すると)……(ナイ)ダロウ、……(ナイ)ト判断サレル」という意味内容を「強調句」というまとまりにして、さらにナレバ・ナレド(モ)を後続させて叙述を続けるという機能を有していたものと言えそうである。

・この構文形式の成立には、中世以降、文中に係助詞を用いながらも、叙述を終えずに後句へ続けていこうとする例が増えることが関連しているのでは無いかと考えられる。

この他、個々の資料内部における表現性や、中世日本語における陳述の問題など、明らかにしなければならぬ点も多い。また中世後期の例の検討をも含めて、一層の考察が必要である。今後の課題としたい。

註1 阪倉篤義氏「開いた表現」から「閉じた表現」へ―国語史

のありかた試論―(『国語と国文学』四七―一〇、昭和四十四年十月)・『日本語表現の流れ』岩波書店、平成五年・山口明穂氏「条件表現の問題」(『国語の論理』東京大学出版会、平成元年)など参照。

2 『鎌倉時代物語集成』(笠間書院)によった。

3 『とはずがたり全釈』(風間書房)によった。

4 「ケレドモ」の成立―「閉じた表現」への推移と不変助動詞「マイ」成立との有機的連関を見据えて―(『国語学雑誌』の研究 十六)和泉書院、平成八年)。

5 大木正義氏に「なれば」「なれど(も)」の構文論的機能について―発生期のそれ―(『国文学言語と文芸』六三、昭和四十四年三月)があるが、特に本稿で問題としたい形式の例のみをとりあげるのでは無く、種々のナレバ・ナレド(モ)について考えておられる点、本稿とはやや観点を異にするようである。また、清水登氏に「院政期から室町期までの接続表現について―ナラバ・タラバ・ナレバを中心として―」(『日本近代語研究 二』ひつじ書房、平成七年)・「抄物に

おける「ゾナレバ」の用法について(再考)」「長野県短期大
学紀要」四五、平成二年十二月)がある(三・一参照)。
大木氏註5文献・村田氏註4文献など参照。

この他、

・(兼実を追い落とそうとする者たちが、後鳥羽帝に讒言を
続けようとしたが)云ツグベキ罪過ノアラバヤハ、サシテモ
申スベキナレバ、サテヤミニケリ。(二八二―五)

という例がある。首尾不照応の文の様に思われ、にわかには
意味のとりにくいくだりである。頭注には「罪過があれば
流罪を申すべきであるが、ないから申せない」とあるが、い
ちおう保留としておく。なお、「愚管抄」の例については、大
木氏註5文献にその所在箇所(岩波「日本古典文学大系」本
での頁番号)の指摘がある。

この他に、

・(蘇我宿禰と馬子は)迦釈(矢毛註、ママ)如来の出世の
時の梵王・帝釈の如にてこそあらましましなれども、物部と守
屋とを失し故に、

(〇二二八二九 建治三(一一七七)年八月)

という例がある。あるいはこれも、いわゆるコソの係り結び
の流れでは無く、「こそ……まし」という文相当の句にナレドモ
が後続したものかも知れない。

この例は山口堯二氏も『日本語接続法史論』一五三頁(和泉
書院、平成八年)で掲げておられるが、一方岩波「日本古典
文学大系」本・小学館「日本古典全集」本では底本「御退屈
や候はむずらめなれども」となっており、疑問の残るところ
である(大系本「校異」には、久松家本の当該部分が本稿で
の挙例通りとなっており、いちおうこれに従った)。

岩波「新日本古典文学大系」本によった。
註5両文献。

註9文献一五〇頁参照。

註9文献九二頁参照。

「連体ナリ」の発達については、北原保雄氏「活用語を承接す
る「なり」の変容 ―覚一本平家物語の場合―」(『佐伯梅友
博士喜寿記念国語学論集』表現社、昭和五十一年。後「表現
文法の方法」大修館書店、平成八年に再録)など参照。他に、
比較的最近の研究では、山口堯二氏「疑問助詞「やらん」の
成立」(『語文』五三・五四合併号、平成二年三月)・「係り
結び体制末期の新旧連立形式 ―機能の新旧連立性―」(『京
都語文』創刊号、平成八年十月)・信太知子氏「古代語連体
形の構成する句の特質 ―準体句を中心に句相互の関連性に
ついて―」(『神女大國文』七、平成八年三月)・福田嘉一郎
氏「説明の文法的形式の歴史について ―連体ナリとノダ
―」(『国語国文』六七―一、平成十年二月)など参照。
高山善行氏「連体ナリの已然形」(『国語語彙史の研究』十八
和泉書院、平成十一年)参照。
「条件表現の問題」(註1参照)一六〇頁参照。
「活用語を承接する「なり」の変容 ―覚一本平家物語の場合
―」(『表現文法の方法』三二九・三三〇頁参照)。
その他の場合には、次に掲げる、
・さても兵部卿さへ憂かりし秋の露に消えにしかば、あはれ
もなとか深からざらむなりしを、思ひあへざりし世のつら
さを嘆く暇なきに (とはすがたり)
の様な例があるが、これとても、やはりナリをその構成要素
とする接続形式の一部である。

その他の場合には、次に掲げる、

・さても兵部卿さへ憂かりし秋の露に消えにしかば、あはれ
もなとか深からざらむなりしを、思ひあへざりし世のつら
さを嘆く暇なきに (とはすがたり)

の様な例があるが、これとても、やはりナリをその構成要素
とする接続形式の一部である。

この例は山口堯二氏も『日本語接続法史論』一五三頁(和泉
書院、平成八年)で掲げておられるが、一方岩波「日本古典
文学大系」本・小学館「日本古典全集」本では底本「御退屈
や候はむずらめなれども」となっており、疑問の残るところ
である(大系本「校異」には、久松家本の当該部分が本稿で
の挙例通りとなっており、いちおうこれに従った)。

この例は山口堯二氏も『日本語接続法史論』一五三頁(和泉
書院、平成八年)で掲げておられるが、一方岩波「日本古典
文学大系」本・小学館「日本古典全集」本では底本「御退屈
や候はむずらめなれども」となっており、疑問の残るところ
である(大系本「校異」には、久松家本の当該部分が本稿で
の挙例通りとなっており、いちおうこれに従った)。

南不二男氏「現代日本語文法の輪郭」(大修館書店、平成五年)によれば、現代語において「カラ、ケレドモ」などによって形成される従属句は、句中に推量辞が共起し得るなどの点から、文的度合いが高いという。本稿でとりあげた例とも関連がありそうであるが、中世後期・近世における従属句の形式をも検討する必要がある。

成木幸彦氏「係助詞「こそ」の結びについて」(浜松中納言物語)・「夜の寝覚」・「狭衣物語」を中心に(『国語国文学報』(愛知教育大学)二〇、昭和四十一年十二月)・阪倉篤義氏「日本語表現の流れ」(註1参照)二六二頁など参照。

山田孝雄氏「平安朝文法史」五八三頁には、『源氏物語』・「玉鬘」の例が掲げられており、当該例は例えば小学館「日本古典全集」本でも「・・・年ごろ田舎び沈みたりし心地にはかになごりもなく、いかでか、仮りにても立ち出でみるべきよすがなくおぼえし大殿の内を、朝夕に出で入りならし」の様になっている。ただ、岩波「日本古典文学大系」本では「・・・なごりなく、いかでか。かりにても、立ち出でみるべきよすがなく・・・」と、「いかでか」までで句点を付しており、なお検討の余地があると思われる。

仁田氏によれば、「カ・ヤは *Yes-No* 疑問文を形成する」という(「係結びについて」・『研究資料日本文法』⑤)所収・明治書院、昭和五十九年)。

山口堯二氏『日本語疑問表現通史』一五〜一八頁・明治書院、平成二年・高山善行氏『係り結び』と『推量の助動詞』—中古語における、文表現と助動詞層との交渉—(『語文』五一、昭和六十三年十月)など参照。

24 山内洋一郎氏「助動詞「じ」の已然形」(『中世語論考』清文堂、平成元年所収)参照。

25 高山善行氏註23文献など参照。

26 『統抄物資料集成』(清文堂)によった。

27 『ハビヤン抄キリシタン版平家物語』(亀井高孝・阪田雪子氏翻字、吉川弘文館)によった。

28 湯澤幸吉郎氏「室町時代言語の研究」・清水氏註5両文献など参照。

※用例のテキストについて、特に註記の無いものは、全て岩波「日本古典文学大系」によった。

後記 本稿は、第四九回西日本国語国文学会(平成十一年九月二十五日、於九州産業大学)で行った研究発表の一部をまとめたものである。当日の質疑において関一雄先生、金原理先生から、発表後の談話において今西祐一郎先生から御意見を賜った。また、西田隆政先生からは、私信にて懇篤な御教示を賜った。記して謝意を申し上げる次第である。ただ、本稿にはこれら御批判を充分に生かせなかった点も多々ある。別稿を期したい。

(やけ たつゆき 九州大学大学院博士後期課程)